

標準企業コード登録管理システム ユーザ向けマニュアル

第 3 版

「標準企業コード登録管理システム」は株式会社スマイルワークスが提供するクラウド ERP システムにより稼働しています。

作 成 者	一般財団法人日本情報経済社会推進協会
最終更新日	2023 年 7 月 7 日

Copyright © JIPDEC All Rights Reserved.

目次

1. 標準企業コード登録管理システムとは	3
1.1. JIPDEC の URL 一覧	3
1.2. 動作環境	3
2. K アカウントの新規作成	4
2.1. ログインページからの K アカウント新規作成手順	4
2.2. K アカウント招待メールからの新規作成手順	6
3. システムへのログインとメインメニュー	7
4. 標準企業コードの新規登録・更新・廃止・復活更新・会社情報変更	8
4.1. 標準企業コードの新規登録申請	8
4.2. 標準企業コードの更新申請	10
4.3. 標準企業コードの廃止申請	11
4.4. 標準企業コードの復活更新申請	12
4.5. 標準企業コードの会社情報変更申請	12
4.6. 標準企業コードの管理者追加	13
5. 標準企業コードの処理完了後のメール通知	14
5.1. 登録証と請求書発行のお知らせメール	14
5.2. 処理完了のお知らせメール	16
6. Q&A	18
6.1. K アカウントのパスワードを忘れた	18
6.2. 1 つの標準企業コードを複数のユーザで管理したい	19
6.3. 前任者のメールアドレスで標準企業コードの登録を行っていたが、新しい担当者のメールアドレスで K アカウントを発行し管理したい	20
6.4. ログインページから K アカウントを新規作成したが、標準企業コードが割り当てられていない	20
6.5. 請求先企業名と請求先所在地の文字数制限	20
6.6. 「登録証」および「請求書」を AdobeReader で開いた際に、「少なくとも1つの署名に問題があります。」と表示された場合への対応策	21
6.7. パスワードに利用できる記号	22

1. 標準企業コード登録管理システムとは

標準企業コードは、おもに EDI(電子取引、オンライン取引)の中で企業を特定するために使われており、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(以降 JIPDEC と略す)は、ISO において標準企業コードの発番機関として登録されています。

標準企業コード登録管理システムは、標準企業コードの新規登録・更新・廃止・復活更新を Web から申請することができるシステムです。申請された内容は JIPDEC の標準企業コード担当者が申請内容を精査し、3 営業日を目途に登録処理を行い、完了した旨を自動的にメールにてユーザへお知らせします。

登録処理が完了した次営業日から[こちら](#)の標準企業コードリストから公開されます。また登録完了後、ユーザのマイページには標準企業コード登録証と、請求書がアップロードされます。

1.1. JIPDEC の URL 一覧

-	URL
標準企業コードの紹介ページ	https://cii-kcode.jipdec.or.jp/index.html
標準企業コードのコードリスト公開ページ	https://cii-kcode.jipdec.or.jp/code_list.html
標準企業コードの問い合わせ先	https://www.jipdec.or.jp/kcode_inquiry.html
標準企業コード登録管理サービス利用規約	https://cii-kcode.jipdec.or.jp/WSR/kiyaku.pdf
個人情報の取り扱いについて	https://www.kcode2.jipdec.or.jp/download/jipdec_privacy_policy.pdf

1.2. 動作環境

-	動作環境	備考
ログイン URL	https://www.kcode2.jipdec.or.jp	
OS	Windows10	
メモリ	1GB 以上	
ディスプレイ解像度	1280x800 以上	
Web ブラウザ	Microsoft Internet Explorer11 Microsoft Edge(Chromium 版) Google Chrome Mozilla Firefox	Edge, Chrome, Firefox を推奨
必要なソフトウェア	Adobe Reader	登録証および請求書の表示に必要

2. K アカウントの新規作成

標準企業コードを新規で登録する方、または既に標準企業コードをお持ちの方も標準企業コード登録管理システムを利用するためには、まず K アカウントを作成する必要があります。K アカウントの作成手順は主に 2 つあります。

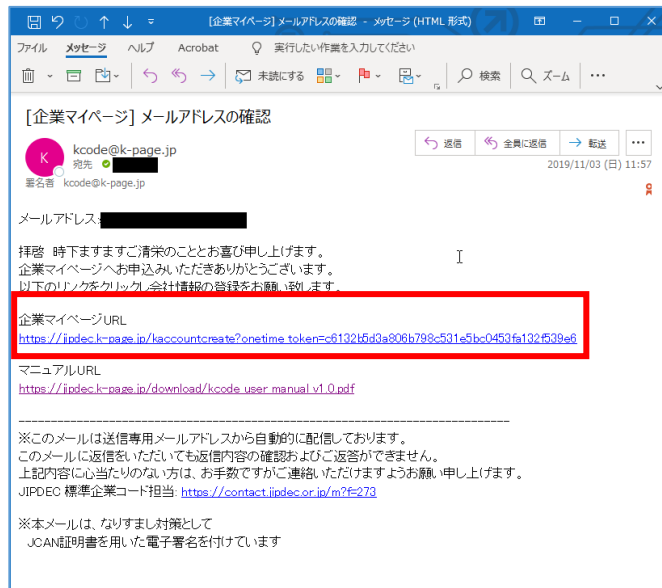
2.1. ログインページからの K アカウント新規作成手順

1. ログインページ <https://www.kcode2.jipdec.or.jp> の K アカウント新規作成をクリックし、メールアドレスの登録を行います。

The screenshot shows the JIPDEC login page. At the top, it says '一般財団法人日本情報経済社会推進協会 JIPDEC'. The main heading is '標準企業コード登録管理'. Below this is a 'ログイン' (Login) form with fields for 'メールアドレス:' (Email address) and 'パスワード:' (Password), and a 'パスワードリセット' (Reset password) link. A 'ログイン' button is present. A red box highlights the 'Kアカウント新規作成' (New K Account Creation) link below the login form. Below the login form is a section titled '標準企業コードとは' (What is the Standard Enterprise Code?), which contains explanatory text and links: 'JIPDECによる標準企業コードの紹介ページは [こちら](#)' and 'JIPDECへのお問い合わせは [こちら](#)'. At the bottom, it says '標準企業コードは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の登録商標' and 'Copyright 2021 JIPDEC All Rights Reserved. | 個人情報の取扱いについて'.

The screenshot shows the 'メールアドレスの登録' (Email Registration) page. It has a form with a label 'メールアドレス*' (Email address*) and a text input field containing 'test@jipdec.or.jp'. A green checkmark is visible to the right of the input field. A red box highlights the 'メール送信' (Send Email) button. Below the button is a link 'ログインに戻る' (Return to Login).

2. 登録したメールアドレスへ、メールアドレスの確認メールが届くので、企業マイページ URL をクリックします。
URL の有効期間は 1 週間です。



3. K アカウント新規作成ページが開くので、ユーザ情報を入力します。パスワードは半角 8 文字以上 20 文字以下、英大文字・英小文字・数字・記号それぞれを最低 1 文字ずつ含む必要があります。「個人情報の取扱い」の内容を確認していただき、「同意する」へチェックし、K アカウント作成ボタンをクリックします。

(利用可能な記号 !"#\$%&'()*+,-./:;<=>@[]^_`{|}~)

Kアカウント新規作成

メールアドレス

パスワード*

パスワード(再入力)*

企業名*

法人種別を含む

法人番号

国税庁 法人番号公表サイト TOPへ

氏名*

所属・役職

郵便番号* -

所在地*

都道府県を含む

電話番号*

FAX番号

「個人情報の取扱い」に同意する

[ログインに戻る](#)

4. K アカウントが作成されます。この手順で新規に K アカウントを作成した場合、標準企業コード一覧は空の状態からスタートします。

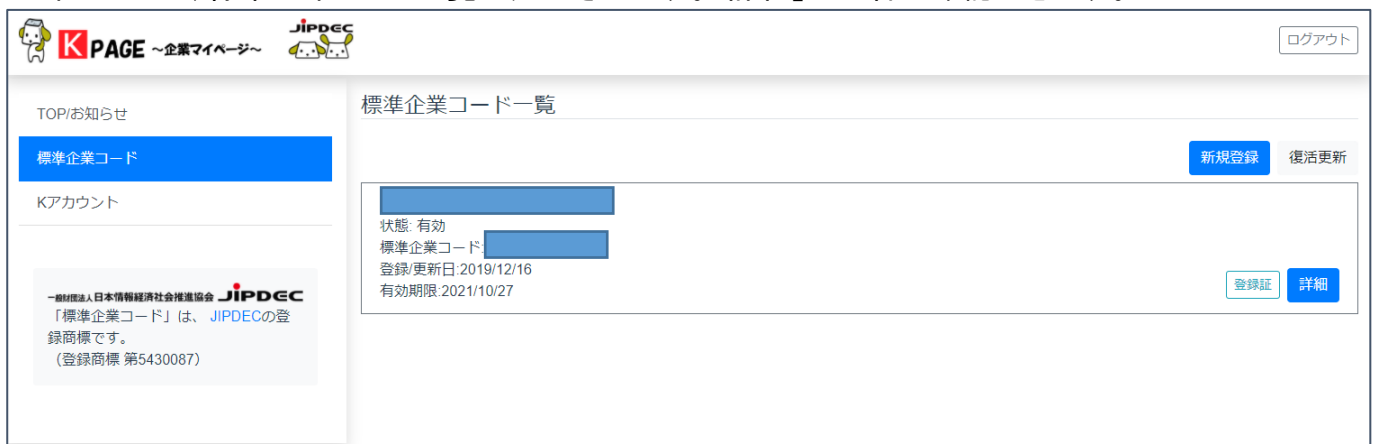
2.2. K アカウント招待メールからの新規作成手順

標準企業コードを既にお持ちのユーザには、有効期限の 2 か月前、1 か月前、2 週間前、1 週間前、3 日前、1 日前に更新を案内するリマインドメールが届きます。メールの URL から K アカウントを作成すると、企業マイページの標準企業コード一覧に、保有している企業コードが表示されます。

リマインドメールの企業マイページ URL をクリックします。URL の有効期間は 1 週間です。

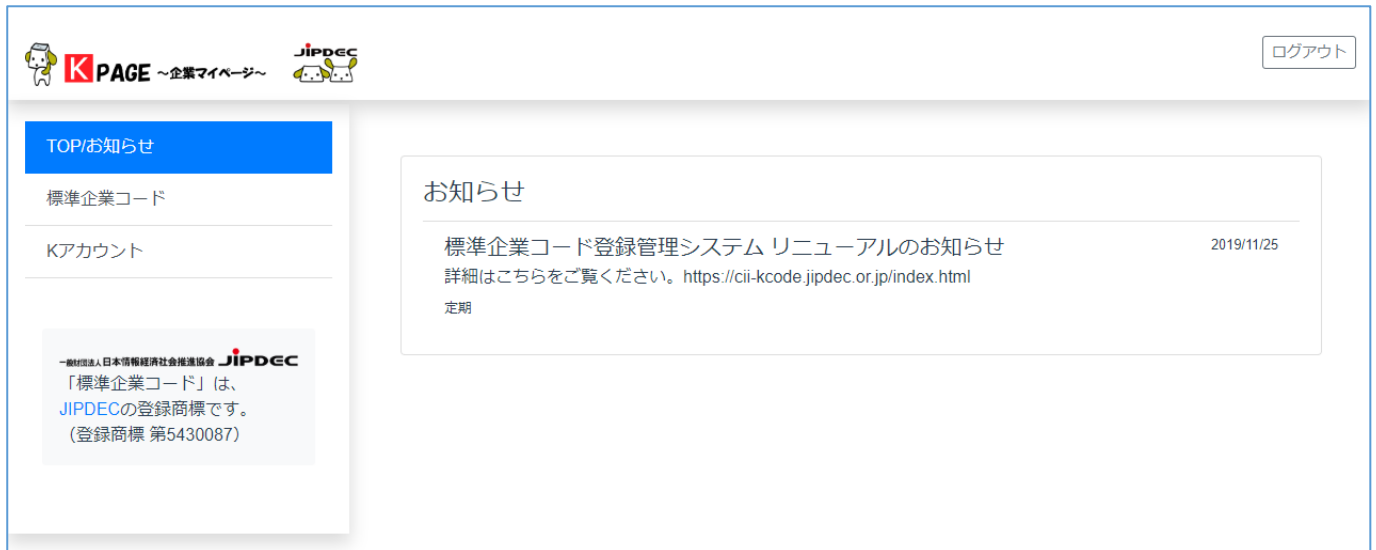


1. まだ K アカウントを作成していない場合、K アカウント新規作成ページが開くので、ユーザ情報を入力し、K アカウント作成ボタンをクリックします。
すでに K アカウントを作成済みだった場合、企業マイページ URL をクリックし登録したメールアドレスとパスワードでログインすると、企業マイページの標準企業コード一覧に保有している標準企業コードが表示されます。
2. K アカウントが作成されます。「標準企業コード」をクリックするとリマインドメールを受けた標準企業コードが、標準企業コード一覧へ追加されます。「詳細」で内容が確認できます。



3. システムへのログインとメインメニュー

標準企業コード登録管理システムの URL は <https://www.kcode2.jipdec.or.jp/login> です。
K アカウント作成時に指定したメールアドレスとパスワードを入力し、ログインすることができます。



メインメニューからは主に 3 つの操作が行えます。

1. 「TOP/お知らせ」から、標準企業コード登録管理システムのお知らせや、今後のバージョンアップ、メンテナンスに伴うシステム停止予定日等を確認することができます。
2. 「標準企業コード」から、標準企業コードの新規登録・更新・廃止・復活更新・会社情報の変更が行えます。承認制となっており、3 営業日以内に JIPDEC の管理者が承認後、反映されます。
3. 「K アカウント」から、詳細情報やパスワードの変更が行えます。

4. 標準企業コードの新規登録・更新・廃止・復活更新・会社情報変更

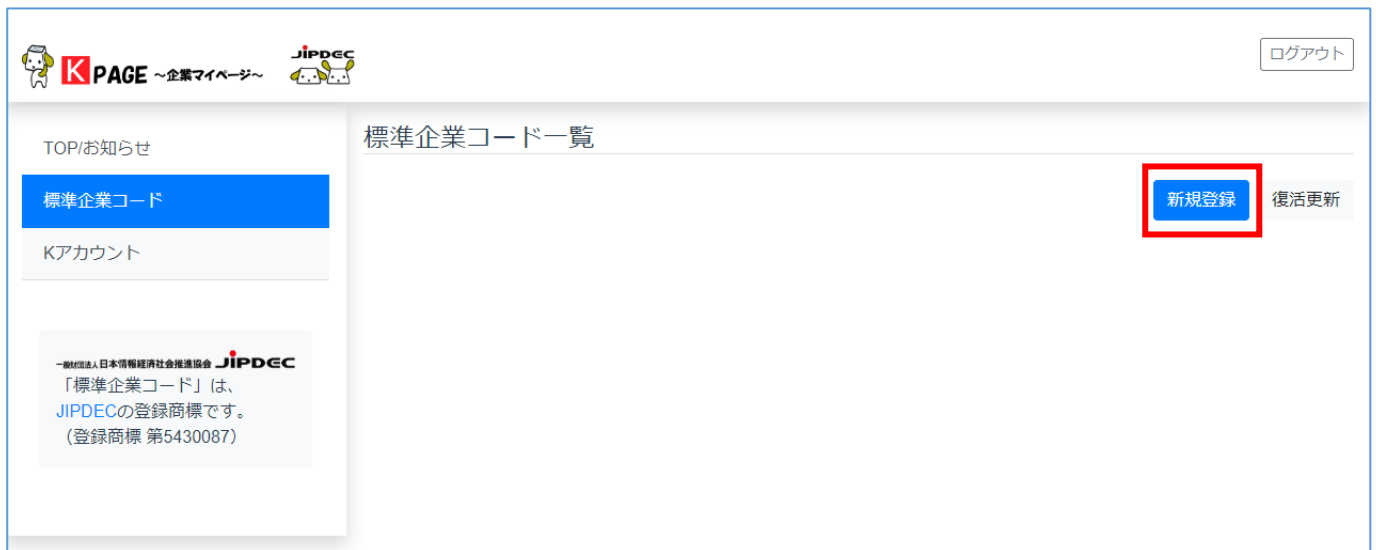
メインメニューから「標準企業コード」を選択し、新規登録・復活更新をすることができます。また既に標準企業コードを登録済みである場合、更新・廃止・会社情報変更を行うことができます。

これらの操作はすべて JIPDEC の標準企業コード担当者への申請であり、担当者が申請内容を精査した後、登録処理が行われます。登録完了後、自動配信メールにてユーザへお知らせします。

もし申請内容に不備があった場合、標準企業コード担当者より差戻しの案内が届くので、申請内容を再度確認した上で、再申請を行います。

4.1. 標準企業コードの新規登録申請

標準企業コードの新規登録申請は、標準企業コードを新たに取得したい場合に利用します。右上の新規登録ボタンをクリックすると、標準企業コードの新規登録画面が開きます。



新規登録画面では、必要事項を入力し、「登録申請」ボタンをクリックします。

*マークは、必須項目を表します。

入力内容に迷ったら (?) へカーソルを合わせると説明が表示されます。

必要事項を入力する場合、右上の以下のボタンが便利です。

「K アカウント情報からコピー」

「会社基本情報からコピー」

～企業マイページ～

[ログアウト](#)

TOP/お知らせ

標準企業コード

Kアカウント

一般財団法人日本情報経済社会推進協会 **JIPDEC**
「標準企業コード」は、JIPDECの登録商標です。
(登録商標 第5430087)

標準企業コードの新規登録

登録の流れ

各項目を入力後、画面下部の「登録申請」ボタンから申請を行ってください。
申請の受理後、3営業日を目標にJIPDECにおいて登録処理を行います。
(登録完了のメールが到着した時点で、コードの使用が可能です。)
貴企業マイページに標準企業コード登録証および請求書がアップされます。
ご確認のうえ、登録料の振込手続きをお願いいたします。
- 登録料(更新料)は、2019年10月1日以降10%の税率が適用されます。
- 資本金1億円以下 本体価格20,000円 + 消費税
- 資本金1億円超え 本体価格40,000円 + 消費税
- 3年間有効 (*コードの有効期限の1～2ヵ月前に、更新のご案内メールをお送りします。)

お問い合わせは [こちら](#)から

* は必須項目です。

会社基本情報 Kアカウント情報からコピー

法人種別 *

法人番号
国税庁 法人番号公表サイト [TOP](#)へ

法人番号がない方はこちらをチェックください。

企業名 *

FAX番号

電子メールアドレス

請求先 会社基本情報からコピー Kアカウント情報からコピー

担当者氏名 *	① <input style="width: 80%;" type="text" value="標準企業コード"/> ✓
企業名 *	① <input style="width: 80%;" type="text" value="一般財団法人日本情報経済社会推進協会"/> ✓
フリガナ *	① <input style="width: 80%;" type="text" value="イッパンザイダンホウジンニホンジョウホウケイザイシャカイスイシンキョ'"/> ✓
所属・役職	① <input style="width: 80%;" type="text" value="インターネットトラストセンター"/> ✓
郵便番号 *	① <input style="width: 40%;" type="text" value="106"/> ✓ - <input style="width: 40%;" type="text" value="0032"/> ✓
所在地 *	① <input style="width: 80%;" type="text" value="東京都港区"/> ✓
電話番号 *	① <input style="width: 80%;" type="text" value="0355607551"/> ✓
FAX番号	① <input style="width: 80%;" type="text" value="0355607561"/> ✓

「個人情報の取り扱い」に同意する

Copyright 2021 JIPDEC All Rights Reserved. | [個人情報の取扱いについて](#)

9 / 22

「個人情報取り扱い」に同意する」へチェックし、「登録申請」をクリックすると、確認用の画面が開きます。内容を確認し、「OK」ボタンをクリックすると、標準企業コード担当者へ登録申請が行えます。

確認用の画面には、請求に関する情報が記載されておりますので、よくご確認の上、OK をクリックしてください。申請された内容は JIPDEC の標準企業コード担当者が申請内容を精査し、3 営業日を目途に登録処理を行い、完了した旨を自動的にメールにてユーザへお知らせします。

登録を申請します

申請の受理後、3営業日を目途にJIPDECにおいて登録処理を行います。
(登録完了のメールが到着した時点で、コードの使用が可能です。)

貴企業マイページに標準企業コード登録証および請求書がアップされます。
ご確認のうえ、登録料の振込手続きをお願いいたします。

- 登録料(更新料)は、2019年10月1日以降10%の税率が適用されます。
- 資本金1億円以下 本体価格20,000円 + 消費税
- 資本金1億円超え 本体価格40,000円 + 消費税
- 3年間有効 (*コードの有効期限の1~2ヵ月前に、更新のご案内メールをお送りします。)

上記内容に合意頂き申請します、よろしいですか？

Cancel
OK

4.2. 標準企業コードの更新申請

標準企業コードの更新申請は、有効期限が2か月以内の標準企業コードを対象に、有効期限を3年間延長するために利用します。

有効期限が2か月以内の標準企業コードの「詳細」を開くと、有効期限が近付いている旨のメッセージが表示されます。右上の「更新」ボタンをクリックすると、標準企業コードの更新ページが開きます。

~企業マイページ~

ログアウト

TOP/お知らせ

標準企業コード

Kアカウント

一般社団法人 日本情報経済社会推進協会 **JIPDEC**

「標準企業コード」は、
JIPDECの登録商標です。
(登録商標 第5430087)

標準企業コードの内容確認

標準企業コードは有効期間を過ぎています。更新が必要です。

更新

標準企業コード

標準企業コード:	505305
状態:	有効
登録/更新日:	2019/11/03
有効期限:	2019/11/03

登録証

標準企業コードの更新ページでは、変更があった事項を修正し、「更新申請」ボタンをクリックすると、確認用の画面が開きます。内容を確認し「OK」ボタンをクリックすると、標準企業コード担当者へ更新申請が行えます。

4.3. 標準企業コードの廃止申請

標準企業コードの廃止申請は、既に登録済みの標準企業コードを廃止するために利用します。標準企業コードの「詳細」を開き、画面下部の「廃止」ボタンをクリックすると、標準企業コードの廃止画面が開きます。

ユーザー名	権限	状態
標準企業コード	オーナー	有効

アカウントの招待

内容変更 **廃止**

・誤って「廃止」ボタンをクリックしないようにお願いいたします。廃止の申請画面からは、戻るボタンで戻ることができます。

廃止画面では、廃止理由等を入力し、廃止日を3つの選択肢から選びます(廃止日の最長は有効期限となります)。その後「廃止申請」ボタンをクリックし、確認ダイアログで「OK」ボタンをクリックすると、標準企業コード担当者へ廃止申請が行えます。



ログアウト

TOP/お知らせ

標準企業コード

Kアカウント

一般社団法人日本情報経済社会推進協会 **JIPDEC**
「標準企業コード」は、
JIPDECの登録商標です。
(登録商標 第5430087)

標準企業コードの廃止

標準企業コードが不要となった場合は、廃止届のご提出をお願いします。後日のお問い合わせに対応できるよう、コード廃止責任者様等の記録をデータベースに残したうえで、コードの廃止処理を行います。

廃止の流れ

画面下部の「廃止申請」ボタンから申請を行なってください。
申請の受理後、3営業日を目標にJIPDECにおいて廃止処理を行います。

お問い合わせは [こちらから](#)

標準企業コード	505305
有効期限	2019/11/05
廃止理由 *	<input type="text"/>
廃止日 *	<input checked="" type="radio"/> 廃止申請が承認された日をもって廃止する。 <input type="radio"/> 標準企業コードの有効期限が切れた日をもって廃止する。 <input type="radio"/> 廃止日を指定(有効期限以前の日付を指定ください) 年 / 月 / 日

廃止申請

・誤って廃止申請をしてしまった場合、即座に廃止されることはありません。標準企業コード担当者へ [こちら](#)からご連絡ください。

4.4. 標準企業コードの復活更新申請

「標準企業コード」メニューを開き、標準企業コード一覧の右上の「復活更新」ボタンをクリックすると、標準企業コードの復活更新画面が開きます。必要事項を入力し、「復活申請」ボタンをクリックすると、標準企業コード担当者へ復活申請が行えます。

- ・復活更新は、JIPDEC により発行され廃止された標準企業コード(先頭 2 桁が 31XXXX および 50XXXX)のみ復活更新することができます。
- ・復活更新は、過去に廃止された標準企業コードを再利用する機能です。もし新規で標準企業コードを発番しても問題がない(以前のコードを現在ご利用でなく、今後もご利用しない)場合は、新規登録申請をご利用ください。
- ・復活更新した場合、期限切れとなった日に遡って更新するため、登録料も遡り、更新した回数に応じて支払います。

4.5. 標準企業コードの会社情報変更申請

会社情報変更申請は、主に企業名や所在地、もしくは担当者の連絡先を変更したいときに利用します。

ユーザー名	権限	状態
標準企業コード	オーナー	有効

アカウントの招待

内容変更 廃止

標準企業コードの「詳細」を開き、画面下部の「内容変更」ボタンをクリックすると、標準企業コードの内容変更画面が開きます。変更事項を入力し、「内容変更の申請」ボタンをクリックすると、標準企業コード担当者へ内容変更の申請が行えます。誤って「廃止」ボタンをクリックしないようご注意ください。廃止画面になってしまった場合は、左側にある【標準企業コード】の部分をクリックすると元の画面に戻ります。

会社情報変更処理が完了後、新たな企業名が印字された登録証を発行したい場合、[こちら](#)からお問合せ願います。

内容変更申請は無料です。

4.6. 標準企業コードの管理者追加

標準企業コードの「詳細」を開き、画面下部の「内容変更」ボタンをクリックすると、標準企業コードの内容変更画面が開きます。オーナーが「アカウント招待」することで、自分以外に管理者を追加することができます。複数の管理者がいる場合、オーナーの権限によりオーナーの移譲、不要になった管理者を削除することができます。

ユーザー名	権限	状態
標準企業コード	オーナー	有効

アカウントの招待

内容変更 廃止

ユーザー名	権限	状態
標準企業コード	オーナー	有効
標準企業コード2	-	有効

アカウントの招待

削除 オーナー委譲

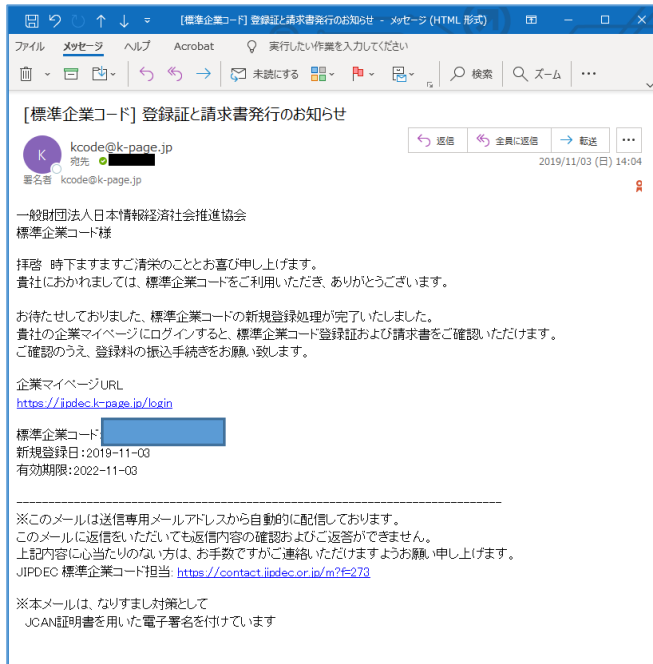
内容変更 廃止

5. 標準企業コードの処理完了後のメール通知

標準企業コード担当者が申請内容を精査し、承認すると、処理完了のお知らせメールが届きます。お知らせメールは大きく分けて2つあります。

5.1. 登録証と請求書発行のお知らせメール

標準企業コードの新規登録・更新・復活申請を行い、承認されると、登録証と請求書発行のお知らせメールが届きます。



「標準企業コード」メニューの標準企業コード一覧の「詳細」から、登録証と請求書を確認します。



「登録証」と「請求書」ボタンをクリックし、それぞれの PDF ファイルをダウンロードします。

標準企業コード 登録証

■登録番号 XXXXXXXXXX

■事業者の名称
株式会社スマイルワークス
(法人番号 1010001083950)

■登録日 2019年12月23日
(2022年12月23日 まで有効)

一般財団法人日本情報経済社会推進協会
(法人番号 1010405009403)

JIPDEC

「標準企業コード」は、様々な業界や企業グループ間の電子商取引におけるEDI(電子データ交換・オンライン取引)で採用されている企業を特定するコードです。「標準企業コード」は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の登録商標です。(登録商標 第5430087)

JIPDECは、ISOにおいて企業コードの発番機関として登録されており、企業からの申請に基づき「標準企業コード」の登録・管理を行っています。

〒101-0064
東京都千代田区神田錦糸町2丁目8番16号

株式会社スマイルワークス 御中

請求書番号 2020-2543-0111-00012
お支払期日 : 2021/05/31
振込先 : XXXXXXXXXX

御請求書 1ページ
発行日: 2021/03/28 伝票番号: 949
JIPDEC 一般財団法人日本情報経済社会推進協会
(法人番号: 1010405009403)
〒106-0032
東京都港区六本木一丁目9番9号六本木ファーストビル内

TEL : 03-5860-7562
FAX : 03-5573-0561
部門 : インターネットトラストセンター

〒106-0032
東京都港区六本木一丁目9番9号六本木ファーストビル内
一般財団法人日本情報経済社会推進協会

小計(本体)	消費税(伝票計)	合計
40,000	4,000	44,000

単位: 円

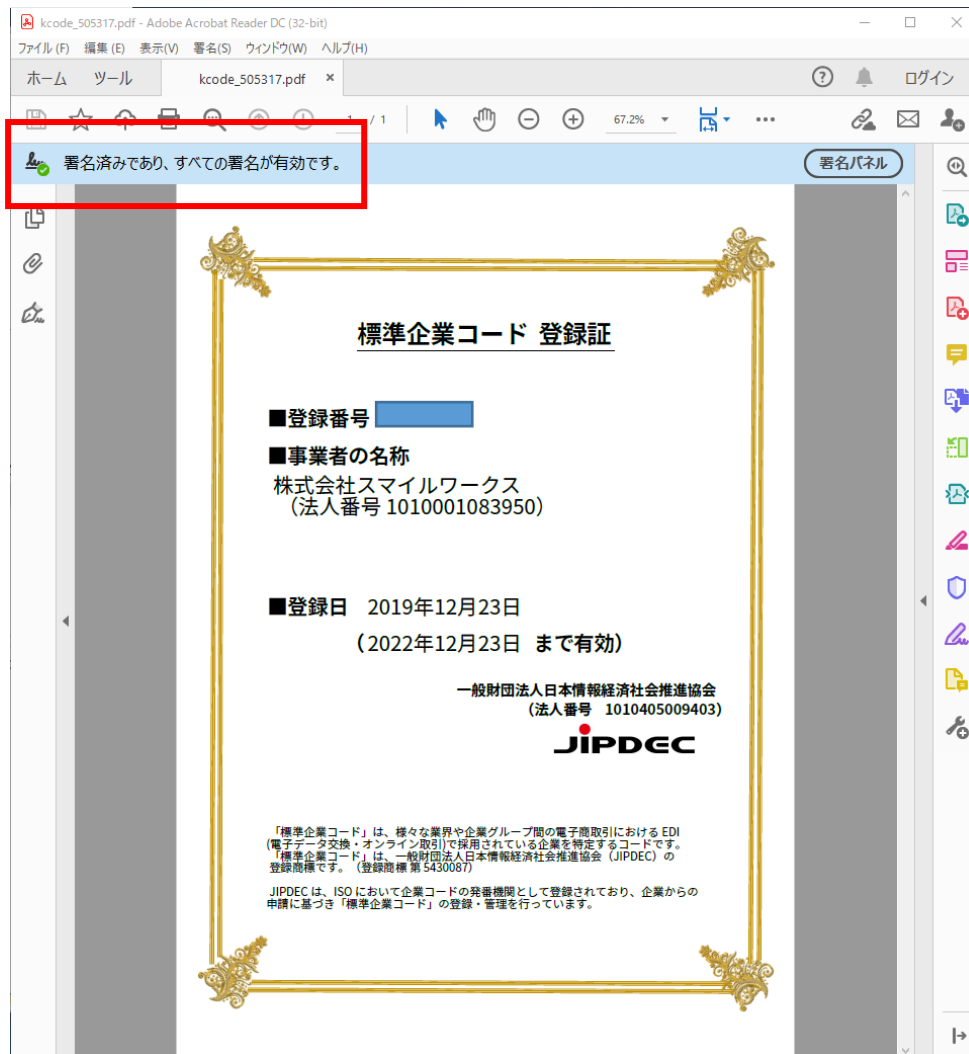
日付/No	商品コード(JANコード/商品名)	数量	単価(本体単価)	金額(本体金額)	備考
2021/03/28	iccode2		外10%		
00012	標準企業コード登録料	1	40,000	40,000	
	(新規:資本金一償円額)		(40,000)	(40,000)	

お振込手数料は貴社ご負担で2か月以内を目途にお振込み願います。<小計内訳>
当該電磁的データで提供された請求書は、電子帳簿保存法で規定されている電子取引に該当します。法人税の納税義務者は、当該電磁的記録を法定簿簿保存するよう義務付けられています。なお、当該電磁的記録を書面に出力して整理保存する方法も認められています。
お問い合わせ先: <https://cii-kcode.jipdec.or.jp>

※金額は(消費税)の合計をもとに計算しています。

「登録証」と「請求書」のそれぞれに、JIPDECの電子証明書を使って電子署名されており、Adobe Acrobat ReaderでPDFファイルを開くと、以下のように「署名済みであり、すべての署名が有効です。」と表示され、電子署名が有効であることが確認できます。

また、法人税等の納税義務者は、電子帳簿保存法の規定に従って本請求書データの法定期間保存をお願いいたします。



電子署名の有効期限切れや、ユーザ環境の Adobe Reader の Adobe Approved Trust List(AATL)の自動更新が有効でない場合、「署名に問題があります」というメッセージが表示される可能性があります。登録証及び請求書の有効性は変わりありません。本件の JIPDEC への問い合わせは [こちら](#)からお願いいたします。

5.2. 処理完了のお知らせメール

標準企業コードの廃止申請と、会社情報変更申請が承認されると、処理完了のお知らせメールが届きます。



6. Q&A

こちらをご参照ください。

[よくある質問](#) | [一般財団法人 日本情報経済社会推進協会 \(jipdec.or.jp\)](#)

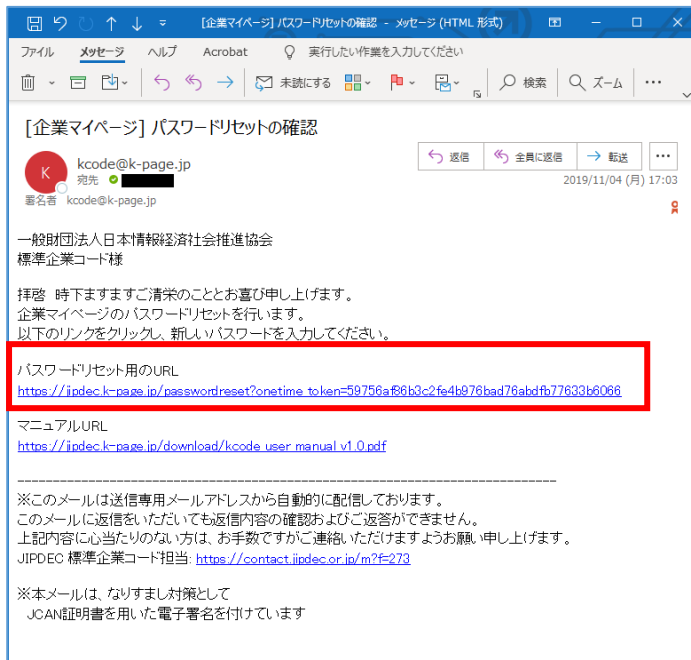
6.1. K アカウントのパスワードを忘れた

ログインページからパスワードリセットが行えます。

1. パスワードリセットをクリックし、パスワードリセットをするメールアドレスを入力し、「OK」ボタンをクリックします。
2. 4桁の確認コードが発行されるので、メモしておきます。
3. 入力したメールアドレス宛に「パスワードリセットの確認」メールが届きます。パスワードリセット用の URL をクリックすると、パスワードの再設定画面が開きます。
4. 4桁の確認コードを入力し、新しいパスワードを入力します。「OK」ボタンをクリックすると、新しいパスワードでログインすることができます。

The screenshot shows a modal dialog box titled "パスワードリセット" (Reset Password). The dialog contains the text "パスワードリセット用のメールを送信します。" (Send email for password reset) and a text input field labeled "メールアドレス" (Email address). At the bottom right of the dialog are "Cancel" and "OK" buttons. In the background, the "パスワードリセット" button on the login page is highlighted with a red box. Below the dialog, the text "Kアカウント新規作成" (New K account creation) is visible.

The screenshot shows a confirmation message box. The text reads "パスワードリセットのためのメールを送信しました。" (Email sent for password reset). Below this, it says "確認コード" (Confirmation code) followed by the code "9324". At the bottom right is an "OK" button.



パスワードの再設定

確認コード *	<input type="text"/>
新しいパスワード *	<input type="password"/>
新しいパスワード(再入力) *	<input type="password"/>

6.2. 1つの標準企業コードを複数のユーザで管理したい

「標準企業コード」メニューから、対象の標準企業コードの「詳細」をクリックすると、標準企業コードの内容確認画面が開きます。内容確認画面の下部に、この標準企業コードの管理者一覧が表示されます。「アカウントの招待」ボタンをクリックし、メールアドレスを入力すると、K アカウントの招待ができます。K アカウントの招待メールから URL をクリックし、K アカウントの作成が完了すると、標準企業コード一覧から管理できるようになります。

ユーザー名	権限	状態
標準企業コード	オーナー	有効
標準企業コード2	-	有効

削除 オーナー委譲

アカウントの招待

内容変更 廃止

6.3. 前任者のメールアドレスで標準企業コードの登録を行っていたが、新しい担当者のメールアドレスで K アカウントを発行し管理したい

変更するには 2 つの方法があります。

1. 前任者のメールアドレスでログインし、6.2 の手順に従い、K アカウントの招待を行います。その後、「オーナー譲渡」ボタンをクリックし、新しい K アカウントへオーナー権限を譲渡します。オーナー権限を譲渡できるのは、オーナー権限を持つ K アカウントのみになります。
2. 前任者が退職済み等の理由により、オーナー権限を譲渡できない場合は、JIPDEC の標準企業コード担当者へ連絡をし、メールアドレスとオーナー権限の譲渡を依頼します。

6.4. ログインページから K アカウントを新規作成したが、標準企業コードが割り当てられていない

ログインページから K アカウントを新規作成した場合、標準企業コード一覧は未割当の状態になります。既に標準企業コードを登録済みの場合、以下 2 つの対応方法があります。

1. 更新 2 か月前のリマインドメールを待ちます。リマインドメールの企業マイページ URL をクリックしてログインすると、標準企業コード一覧へ追加されます。
2. 標準企業コード担当者へ連絡し、標準企業コードの割当を依頼すると、K アカウントの招待メールが届きます。企業マイページ URL をクリックしてログインをすると、標準企業コード一覧へ追加されます。URL の有効期間は 1 週間です。

同様に、複数の標準企業コードを管理しているのに、1 つの標準企業コードしか割り当てられていない場合、リマインドメールを待つか、標準企業コード担当者へご連絡をお願いします。

6.5. 請求先企業名と請求先所在地の文字数制限

請求先の企業名および所在地は、請求書へ印字する関係で文字数制限があり、標準企業コードの登録画面において、文字数のオーバーは入力エラーとなります。請求先企業名は 20 文字以下、請求先所在地は 44 文字以下で登録します。半角で入力した場合も、すべて全角に変換登録されるので、半角全角に限らず文字数が制約されます。請求書は請求先企業名にて作成されますのでご注意ください。

請求先

担当者氏名 *	?	<input type="text" value="担当者名"/>	✓
企業名 *	?	<input style="border: 2px solid red;" type="text" value="1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1"/>	✗
		請求先企業名は20文字以下で入力してください	
フリガナ *	?	<input type="text" value="123456789012345678901245678901234567890124567890124567890"/>	✓
所属・役職	?	<input type="text"/>	✓
郵便番号 *	?	<input type="text" value="111"/> - <input type="text" value="2222"/>	✓
所在地 *	?	<input style="border: 2px solid red;" type="text" value="1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7"/>	✗
		請求先所在地は44文字以下で入力してください	
電話番号 *	?	<input type="text" value="1234567890123456"/>	✓
FAX番号	?	<input type="text"/>	✓

変更をクリア
登録申請

6.6. 「登録証」および「請求書」を AdobeReader で開いた際に、「少なくとも1つの署名に問題があります。」と表示された場合への対応策

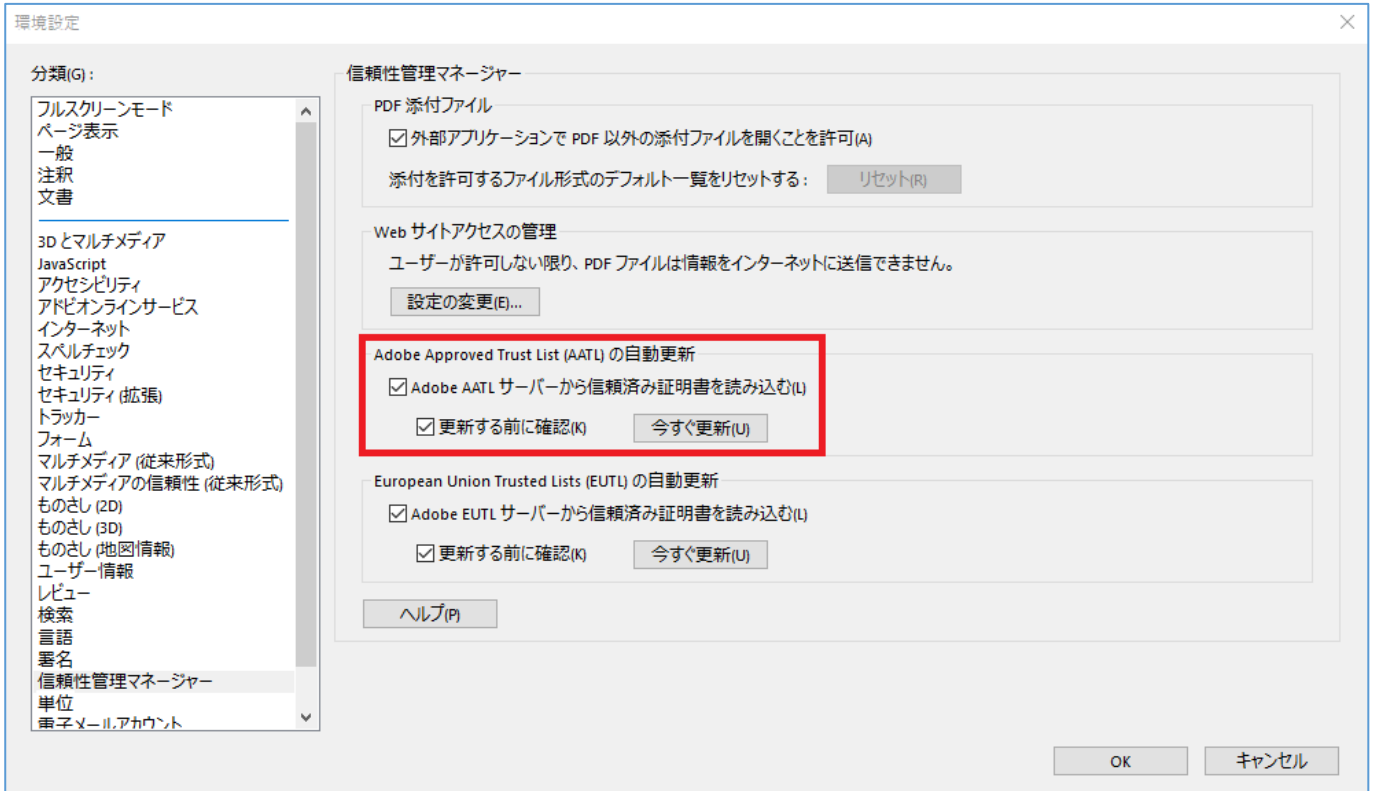
AdobeReader で「登録証」および「請求書」を開いた際に、電子署名に対して警告が表示されることがありますが、原因は3つのいずれかが該当します。

(1) 電子証明書の有効期限が切れた

例えば、2021年に発行された「登録証」を、2024年に開いた際に、3年の電子証明書の有効期限が切れており、警告が表示される可能性があります。

(2) Adobe Reader の AATL の自動更新が有効になっていない

ユーザ環境の Adobe Reader の Adobe Approved Trust List(AATL)の自動更新が有効でない場合、警告が表示される可能性があります。AcrobatReader を操作し、編集>環境設定>信頼性管理マネージャー>Adobe Approved Trust List(AATL)の自動更新の各種☑を有効にし、「今すぐ更新(U)」をクリックすれば、信頼済み証明書が更新され、電子署名の確認に成功します。



(3) 何らかの理由により JIPDEC もしくは電子証明書発行機関が電子証明書を失効し再発行した影響のあるお客様へは JIPDEC よりお知らせする予定です。

電子署名、電子証明書に関するお問い合わせは [こちら](#)からお願いいたします。

6.7. パスワードに利用できる記号

パスワードに利用可能な記号は以下の通り、32 種類からご利用いただけます。
 「! " # \$ % & ' () * + , - . / : ; < = > ? @ [] ^ _ ` { | } ~」

-以上-